

条例に基づく取組の検証

第9条

<p>条文</p>	<p>第9条 知事は、洪水による河川の氾濫を防ぐため、次に掲げるところにより、その管理する河川の整備を行うものとする。この場合において、知事は、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域に係る河川の整備が早期に実施されるよう特に配慮するものとする。</p> <p>(1) 県の全域における河川の整備状況の均衡に配慮しつつ、<u>河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削、洪水調節の機能を有する施設(ダム等を含む。)</u>の設置等の対策を、計画的かつ効果的に組み合わせて行うこと。</p> <p>(2) 河川の流水を流下させる能力を維持するため、治水上の支障の程度に応じ、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂のしゅんせつ、護岸の修繕等を行うこと。</p> <p>(3) 堤防が決壊した場合に甚大な浸水被害が想定され、かつ、当面第1号に規定する対策を実施することが困難な河川の区間にあつては、浸水被害を軽減するため、<u>堤防の性能の向上を図る改良</u>を行うこと。</p>
<p>実績 (累計)</p>	<p>【河川整備計画】 甲賀、湖南圏域で変更認可(H26:2014)、湖西圏域で認可(H27:2015)、湖北圏域で認可(H28:2016)、変更認可(R3:2021) (1)5か年計画(H26:2014～、R1:2019～)に基づき59河川で実施 完了区間23.6km 工事着手済49.1km (2)竹木伐開659河川319.2ha 堆積土砂除去730河川110.7万㎡ 護岸補修等1,485河川 (3)堤防強化完了区間12.3km</p>
<p>社会 変化</p>	<p>【水防災意識社会 再構築ビジョン】(H27:2015.12 国土交通省) 決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、<u>堤防構造を工夫する対策</u>を導入</p> <p>【気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会の提言】(R1:2019.10 国土交通省) 気候変動が進んでも治水安全度が確保できるよう、<u>降雨量の増加を踏まえて、河川整備計画の目標流量の引上げや対応策の充実</u>を図る。</p> <p>【気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について】(R2:2020.7 社会資本整備審議会) 気候変動による降雨量の増加等が懸念されることを踏まえた水災害対策等に関する検討が行われ、<u>降雨量を1.1倍</u>するなど、気候変動による降雨量の増加を考慮した目標に見直すことや「<u>流域治水</u>」への転換が示された。</p> <p>⇒「<u>県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方</u>」策定(R4:2022.10 滋賀県)</p> <p>【特定都市河川浸水被害対策法の改正】(R3:2021.5 国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定都市河川の指定対象に、自然的条件により被害防止が困難な河川が追加され、<u>対象河川が全国に拡大</u>した。 ➢ 河川管理者や下水道管理者、都道府県知事、市町村長等のほか、流域のあらゆる関係者が協働して総合的な浸水被害対策に向けた取組を行うため、<u>河川・下水道の対策に加え、流域における雨水貯留対策の強化</u>(貯留機能保全区域、雨水貯留浸透施設整備計画)や、水防災に対応した<u>住まい方の工夫等</u>(浸水被害防止区域)の制度が創設された。 </p>
<p>審議会 意見</p>	<p>➢ ハード整備の進捗が非常に遅いので、絶対に守らないといけないところはどこにあるかといった議論も検討できるのであればの方がいい。(多々納会長)</p>

令和3年(2021)5月公布

流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大
 - － 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)
- ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
 - － 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
 - － 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

3. 被害対象を減少させるための対策

- ◆ 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】 水防災に対応した**まちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - － **浸水被害防止区域を創設**し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - － **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進
 - － **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化

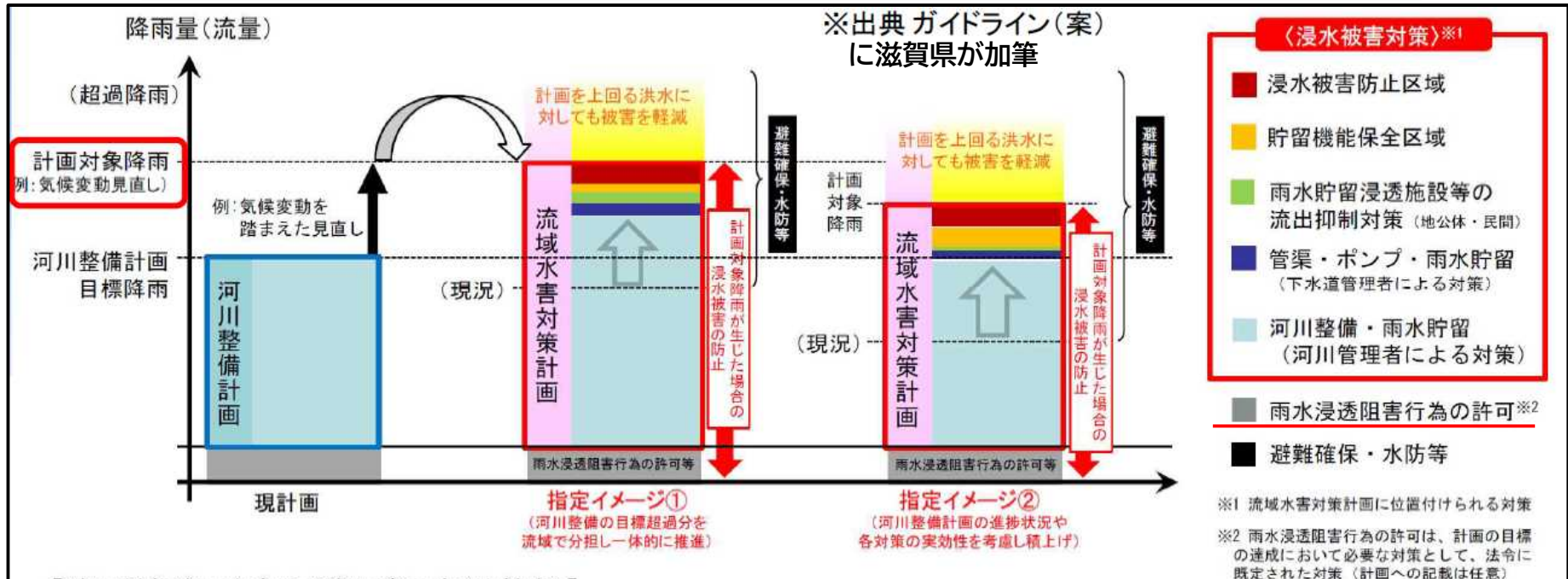
2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
 - － **利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
 - － **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - － 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - － **貯留機能保全区域を創設**し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - － **都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - － **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- － 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- － 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- － 国土交通大臣による**権限代行**の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

特定都市河川において策定する「流域水害対策計画」について



【計画対象降雨を定める際の考え方(比較表)】

	高頻度・中規模降雨	低頻度・超過降雨
対象降雨の規模(都市浸水想定)	・中・高頻度で浸水する範囲が対象 ※超過降雨対応は別途必要	・浸水想定区域が広くなり、影響範囲が大きい
計画期間内の浸水被害軽減の実効性	・計画期間内の実効性が確保できる計画を策定	・超過降雨が対象であり、実効性確保は困難
役割分担(河川整備とそれ以外のバランス)	・河川・下水道整備・流出抑制対策・土地利用等が分担	・ソフト対策等の比重が大きい ※水防法の範疇
流域水害対策計画の目標	○	

許可が必要な開発行為の規模 (滋賀県内6町の例)

市街化区域	1,000 m ² 以上が対象
市街化調整区域	全ての規模が対象
非線引き都市計画区域、準都市計画区域	3,000 m ² 以上が対象
都市計画区域外	10,000 m ² 以上が対象

河川管理者による開発時の雨水排水協議について
 (滋賀県の場合)

開発を行うと、地表がアスファルト等で覆われるため、雨水浸透能力が低下し、開発地下流域の浸水リスクが増加

↓

下流の河川管理者として、河川の溢水が想定される場合は、必要な対策を求めることを条件に開発事業に同意

特定都市河川の指定により活用できる主な制度・支援 まとめ

➤ 開発等に伴う雨水流出増への対策を義務化

- 田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないように、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付け**

対象行為：公共・民間の1,000m²以上の土地の形質の変更 等

➤ 河川への雨水流出を減らす・内水対策を支援

- 流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え民間企業等にも雨水貯留浸透施設の設置を進めてもらえるよう、補助金の拡充、税制優遇、自治体が管理できる制度等を創設**
- 補助金の拡充：補助率の嵩上げ（補助率1/3⇒1/2）（R3.11～）
- 税制優遇：施設に係る**固定資産税の課税標準を1/6-1/2の間で軽減**（R3.11～）

＜雨水貯留浸透施設の例＞



➤ 農地等の貯留機能を活用・保全

貯留機能保全区域の指定

- 河川沿いの低地や農地等、その**土地が元々持つ雨水等を貯留する機能を、土地所有者の同意を得た上で、将来にわたって保全する**
- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出義務**、届出内容に対し**助言・勧告**が可能（R4.4～）
- 税制優遇：指定後**3年間の固定資産税・都市計画税の課税標準を2/3-5/6の間で軽減**



➤ 水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

浸水被害防止区域の指定

- 「**居住を避ける・居住する場合にも命を守る・移転を促す**」取組を推進

居住を避ける取組

開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- 病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
- ＜厚生労働省にてR3年度より運用開始＞
- （参考）災害レッドゾーン
 - ・浸水被害防止区域（R3.11施行）
 - ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外（R4.4～）
- ※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域
- （参考）災害イエローゾーン
 - ・浸水想定区域（土地利用の傾向、浸水深（3.0m目安）等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
 - ・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置（特定都市河川浸水被害対策法）

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
 - 住宅（非自己）・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
 - 住宅・要配慮者施設の建築行為について、
 - ・居室の床直の高さが基準水位以上
 - ・洪水等に対して安全な構造とする

被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業）

- 災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域**を追加
- 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和
- （がけ地近接等危険住宅移転事業）
- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域等**を追加（R4年度予算より）

既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）

- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加（R4年度予算より）

※国土交通省「特定都市河川に係る情報」より

第10条（森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保）

<p>条文</p>	<p>第10条 森林を所有し、または使用収益する権原を有する者は、琵琶湖森林づくり条例(平成16年滋賀県条例第2号)の基本理念にのっとり、県民、事業者等と連携して、森林の適正な保全および整備を行うことにより、森林が有する雨水貯留浸透機能(雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。)が持続的に発揮されるよう努めなければならない。</p> <p>2 農地を所有し、または使用収益する権原を有する者は、農業生産活動を行うに当たっては、農地の適正な保全および管理を行うことにより、農地が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるよう努めなければならない。</p>
<p>県で把握している実績(累計)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人工林17,113haで間伐実施 ➢ 中山間地域等直接支払交付金事業を利用し11市町の農用地2,538ha維持・管理を実施 ➢ 農村環境等の保全のため地域共同活動を支援(世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策) 農地維持支払:19市町35,911ha(1年当たりの平均) 資源向上支払:19市町34,405ha(1年当たりの平均) ➢ ため池の耐震化整備を7箇所を実施、老朽化したため池の改修を1箇所
<p>社会変化</p>	<p>【流域治水への転換】(R2:2020.7 国土交通省) 「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」の集水域での取組として、<u>ため池の活用、田んぼダム、土砂・洪水氾濫対策、流域流木対策、森林整備、治山対策</u>が位置づけられた。</p> <p>【特定都市河川浸水被害対策法の改正】(R3:2021.5 国土交通省) ➢ 特定都市河川の指定対象に、自然的条件により被害防止が困難な河川が追加され、対象河川が全国に拡大した。 ➢ <u>洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を保全するため、機能を阻害する盛土等の行為に対し事前届出を義務付ける貯留機能保全区域の制度が創設された。</u></p> <p>【田んぼダムの手引き】(R4:2022.4 農林水産省) 「田んぼダム」の取組を導入し、継続的に実施する上で、地域における話し合いの基礎となる情報や基本的な考え方をとりまとめ、「田んぼダム」の取組に携わる全ての関係者の参考となることを目的とし作成された。</p>
<p>審議会意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>具体的に森林整備というのをこれからの時代にどういったことをするのかということが非常に大事。</u> 今はかなりの山が緑に覆われており、単純に森林の持つ水源涵養機能というのはMaxに近いくらいが達成されている状態であり、<u>これからどのような事業をして、この状態を維持するとか、維持しながら森林の循環が考えていく必要がある。</u>皆伐後に再造林しない問題やメガソーラーのために伐採してしまうことなど具体的に現在起きている問題があるので、そういうところに焦点をあてて森林整備の対策を打っていくようなことが必要。(正岡委員) ➢ <u>積極的に『ためる』ことが重要で、工事等が必要となるハード対策と、1人1人ができることを実施するソフト対策の両者が、いかに歩み寄って対策として具体化できるかが重要。</u>(柏尾委員) ➢ 河川管理のセクターと農水のセクターがあって、農水のセクターには貯めものや水を管理する施設がたくさんある中で、それをいかに治水に利用していくのかという観点で流域治水が議論されている。<u>縦割り行政をまたぐような議論をどうするかということが国での流域治水の大きなポイントになっていると思う。</u>(佐山委員) ➢ <u>今後さらにステップアップして水源涵養に関する対策を推進していくための何らかの方策を考えないといけない。</u>これらの対策を実施していくには、より細やかに対策や対応、周知などしていかないといけないと考えている。(和田委員)

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策～「ためる」対策～

第11条（公園等の雨水貯留浸透機能の確保）

<p>条文</p>	<p>第11条 おおむね1,000平方メートル以上の面積を有する公園、運動場その他これらに類する施設の所有者または管理者は、その敷地に雨水を貯留する機能を有する施設を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。</p> <p>2 建物または工作物の所有者または管理者は、雨水の貯水槽を設置すること等により、これらの建物または工作物の規模に応じた雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物または工作物の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。</p>
<p>実績</p>	<p>➢ 雨水貯留浸透機能の確保をテーマにシンポジウムを開催(H26:2014)</p>
<p>社会 変化</p>	<p>【流域治水への転換】(R2:2020.7 国土交通省) 「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」の市街地等の浸水防止対策として、雨水貯留浸透施設の整備が位置づけられた。</p> <p>【特定都市河川浸水被害対策法の改正】(R3:2021.5 国土交通省) ➢ 特定都市河川の指定対象に、自然的条件により被害防止が困難な河川が追加され、対象河川が全国に拡大した。 ➢ 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備を積極的に誘導・後押しするため、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度等が創設された。</p>

第10、11条に係る社会変化

- 【琵琶湖の保全及び再生に関する法律 公布・施行】(H27:2015.9 環境省)
- 琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(H28:2016)策定
- マザーレイク21計画の行政施策を位置付けた「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(H29:2017)、「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)」(R3:2021)を策定
- マザーレイク21計画の住民等の取組を位置付けた「マザーレイクゴールズ(MLGs)アジェンダ」(取組目標やターゲット、指標、基本理念、推進体制等を記載した提案文書)を策定(R3:2021)

第10、11条に係る審議会意見

- 市街化調整区域でも建築可能なのだが、森林伐採や農地にソーラーパネルを設置するなどされ、水を貯める機能がなくなっているのはどうなのか。(村上委員)
- 開発による土地利用の変化に関する総合調整というのは、大きな課題なのかもしれない。(多々納会長)
- 空き家、空き地、耕作放棄地が増えていて、現状困っている市町があるというのは把握している。大きな課題としては、公函混乱していて権利関係がわからず、誰が管理するのかが不明だということ。このような状況下では、水源で施策を打つ時、権利関係が明確になっていない可能性が高く、権利者との交渉をどうやって実施していくのか、非常に難しいところがある。(中川委員)

**琵琶湖保全再生施策に関する計画「水源かん養」に係る
第1期(H29：2017)および第2期(R3：2021)の施策と
滋賀県流域治水の推進に関する条例における位置づけ**

琵琶湖 保全再 生施策 に関する 計画 (第1期 第2期)	①水源林の適正な保全 および管理	②森林資源の循環利用によ る適切な森林整備の推進	③森林生態系の保全に 向けた対策の推進	④農地対策	⑤その他 の対策
	森林	森林	森林	農地	
	水源かん養保安林等の適 正な配備、治山、森林整 備、林地境界明確化等	間伐、保育、再造林等	ニホンジカ捕獲、被害防 除等	農地の面的確保、保全・ 整備、農業用排水施設、 ため池の維持管理・更新	砂防事業
流域治水 条例	第10条第1項	第10条第1項	第10条第1項	第10条第2項	

マザーレイクゴールズ（MLGs）アジェンダ(R3：2021)
「水源かん養」に係るアクションと
滋賀県流域治水の推進に関する条例における位置づけ

マザー レイク ゴールズ (MLGs) アジェン ダ	目標 (ゴール)	5. 恵み豊かな水源の森を守ろう 水源涵養や生態系保全、木材生産、レクリエーションなどの多面的機能が持続的に発揮される森林づくりが進み、人々が地元の森林の恵みを持続的に享受する	6. 森川里湖海のつながりを健全に 森から湖、海に至る水や物質のつながりが健全に保たれ、湖と川、内湖、田んぼなどを行き来する生き物が増加する	8. 気候変動や自然災害に強い暮らしに 豪雨や渇水、温暖化などの影響を把握・予測し、そうした事態が起きても大きな被害を受けない暮らしへの転換が進む
		森林	森林、農地、市街地	市街地
	このゴールにかかるターゲット(抜粋)	・多面的機能を発揮できる森林の増加 ・獣害の削減 ・シカの適正管理や間伐等による下層植生の増加	・森川里湖海を行き交う生き物の増加 ・森川里湖海のつながりに配慮して行動する人の増加	・流域治水の推進 ・グリーンインフラの整備推進
	このゴールに関するアクションの例(抜粋)	・植樹や間伐等、森林保全活動に参加する。 ・ニホンジカの防除技術を学び、被害を最小限に食い止める。	・森林やヨシ群落の保全活動に参加する。 ・魚のゆりかご水田に取り組む。 ・事業所内の舗装を透水性のものにする。	・雨水浸透ますや雨水タンクを設置する。 ・庭に木や植物、野菜等を植える。
流域治水 条例	第10条第1項	森林⇒第10条第1項 農地⇒第10条第2項 市街地⇒第11条第1、2項	第11条第1、2項	

第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等～「とどめる」対策～

第12～14条（浸水警戒区域の指定等）

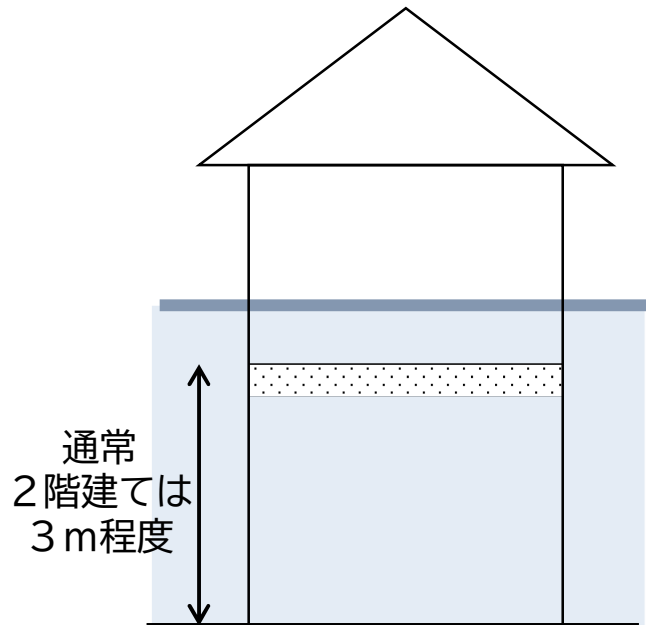
<p>条文</p>	<p>(定義)第12条 省略</p> <p>(浸水警戒区域の指定等)</p> <p>第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位(前項に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。)を明らかにしてするものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>5 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長および滋賀県流域治水推進審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければならない。</p> <p>7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</p> <p>8 第2項から前項までの規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。</p> <p>9 浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。</p> <p>(浸水警戒区域における建築物の建築の制限)</p> <p>第14条 浸水警戒区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設(規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。)の用途に供する建築物の建築(移転を除く。以下同じ。)をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>※ただし書き以下および2項(規制の対象外)、3項(申請時の提出書類)は省略</p>
<p>実績 (累計)</p>	<p>5市18地区で指定(地区=自治会)</p>
<p>社会 変化</p>	<p>【特定都市河川浸水被害対策法の改正】(R3:2021.5 国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定都市河川の指定対象に、自然的条件により被害防止が困難な河川が追加され、対象河川が全国に拡大した。 ➢ 要配慮者や住民等の生命・身体を保護するため、浸水被害が頻発する危険な区域内の開発・建築を事前許可制とする浸水被害防止区域制度が創設された。 ➢ 浸水被害防止区域における建築行為の技術基準として、居室の床面等の高さを基準水位以上にする事と、想定洪水等の作用に対し安全な構造とすることが求められる。 ➢ 浸水被害防止区域は、自己用住宅を除いて開発が原則禁止される災害レッドゾーンとなる。(災害危険区域と同様)

水害に強い地域づくりの取組地区 (重点地区) の考え方

200年確率降雨時に**3m以上浸水**する
ところに家屋があると

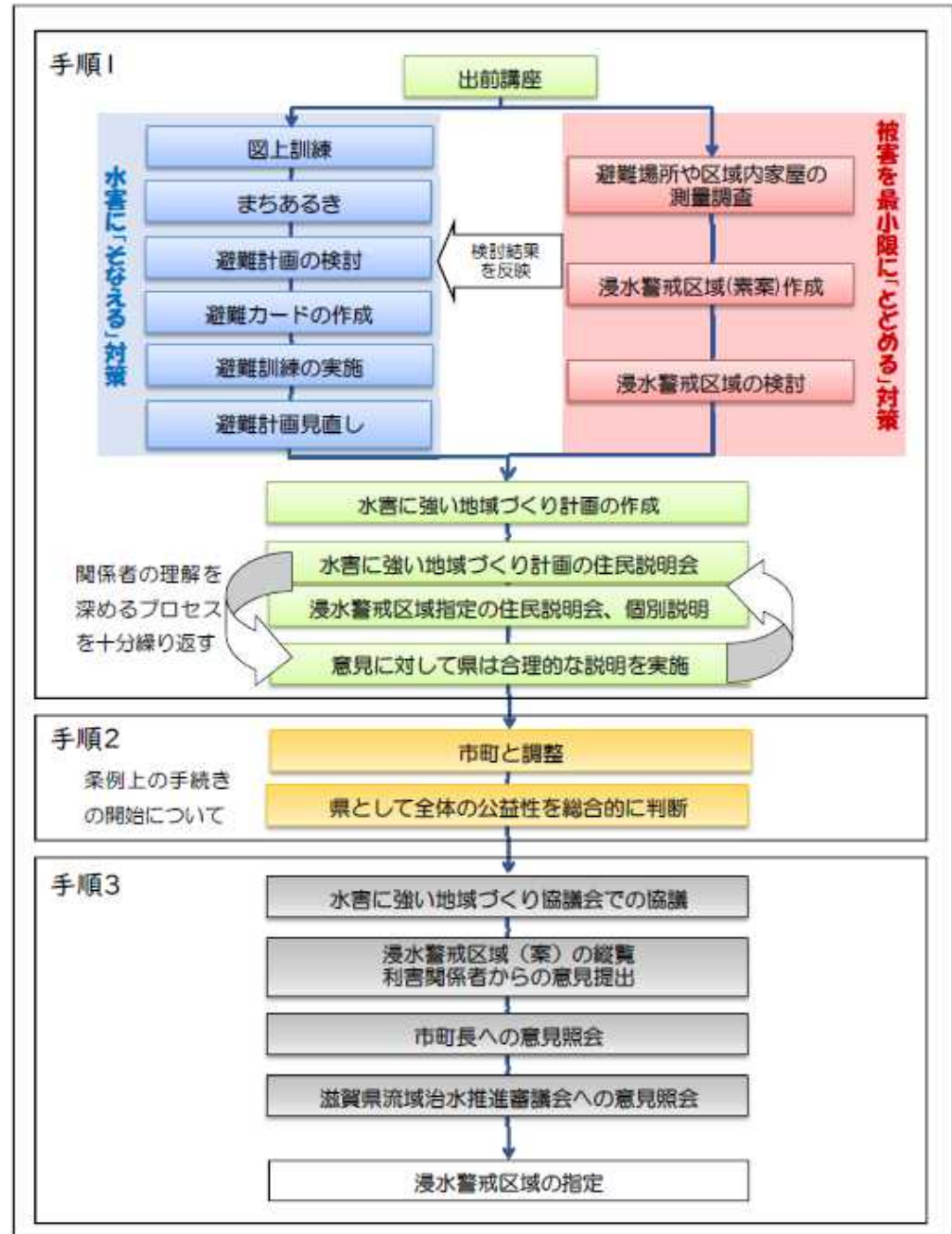
- 平屋は水没する
- 2階の床面が浸水する
- 木造家屋は浮き上がる可能性がある

重点的に水害に対する取り組み
を行う区域 = **重点地区**



重点地区の取組の進め方

11



水害に強い地域づくり計画

タイムライン

3.5 避難計画

(5) 地区タイムライン

タイムラインとは、災害時に発生する状況を予め想定した上で、「いつ」「誰が」「何を」するかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のことです。

地区では、タイムラインで自治会役員の行動について整理していますが、住民の皆様もこのタイムラインを参考に行動することで、被害を最小限に抑えられます。

住民の皆様も、このタイムラインを参考に適切な行動を取るようしましょう！

表 3.4 地区タイムライン（水害・土砂災害編）

警戒レベル情報（市・町・村役所）	警戒レベル自治体情報（自主運営）	自治会役員の行動
【レベル1】 早期注意情報		・地区内の浸漬・水浸等の確認 ・自主避難所の備蓄物資の確認
【レベル2】 大規模浸水情報		・河川水位、土砂災害警戒区域発生、浸水情報の確認 ・避難手当ての確認
【レベル3】 高齢者等避難	【レベル3対応】 ・高齢者等避難 ・高齢者等避難区域 ・自治会役員、住民、ボランティア等避難支援チームの活動	・地区避難所（上野田コミュニティセンター）の開設、入り集まり ・高齢者等避難区域、避難所での高齢者等の避難支援 ・高齢者等避難区域、避難所での高齢者等の避難支援
【レベル4】 避難指示	【レベル4対応】 ・避難指示区域 ・避難指示区域 ・避難指示区域 ・避難指示区域	・避難所等、避難支援 ・避難所等、避難支援 ・避難所等、避難支援 ・避難所等、避難支援
【レベル5】 避難勧告	【レベル5対応】 ・避難勧告区域 ・避難勧告区域 ・避難勧告区域 ・避難勧告区域	・避難所等、避難支援 ・避難所等、避難支援 ・避難所等、避難支援 ・避難所等、避難支援

3.3 水平避難優先ゾーン

3.4 避難場所

3.4 避難場所 ～ 地区防災マップ～

以下に示す「防災マップ」では、地区の災害に関するリスクや危険な箇所を整理しています。地区の自主避難場所は コミュニティセンターの2階です。避難する際、道路の浸水や土砂崩れなどがあり身の危険を感じた場合は、無理して避難せずに自宅に待機して救助を待ちましょう。

図 3.3 地区防災マップ

防災マップ

目次

第1章 この計画の範囲

第2章 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の必要性

2.1 地形・土地利用

2.2 水害リスク

2.3 土砂災害リスク

2.4 行政による「ながす対策」の進捗

2.5 計画策定の必要性

第3章 そなえる対策（避難の考え方）

3.1 避難の方針

3.2 普段から「もしも」を考える～まるごとまちごとハザードマップ～

3.3 水平避難優先ゾーン

3.4 避難場所 ～ 地区防災マップ～

3.5 避難計画

第4章 とどめる対策（安全な住まい方）

4.1 水害・土砂災害に強いまちづくり・住まい方の方針

4.2 リスクに応じた住まい方

4.3 「浸水警戒区域制度」の活用

第5章 今後の取組方針

5.1 そなえる対策

5.2 とどめる対策

4.3 「浸水警戒区域制度」の活用

(3) 地区における浸水警戒区域と想定水位

200年に一度の頻度（確率）で発生する大雨で浸水深がおおよそ3m以上となる範囲が浸水警戒区域（素案）の対象地です。

図 4.4 浸水警戒区域素案

(2) 水害に強い安心安全なまちづくり推進事業

浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護するためには、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせた「多重防御」が必要であると考えています。滋賀県では、「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度の一つとして、「水害に強い安心安全なまちづくり推進事業（宅地嵩上げ浸水対策促進事業）」を実施しています。

この事業は「浸水警戒区域」内の既存住宅の改築（建て替え）および増築時に、地盤の嵩上げ（盛土、法面保護）工事、RC造、ビロチ化等工事の費用を助成するものです。

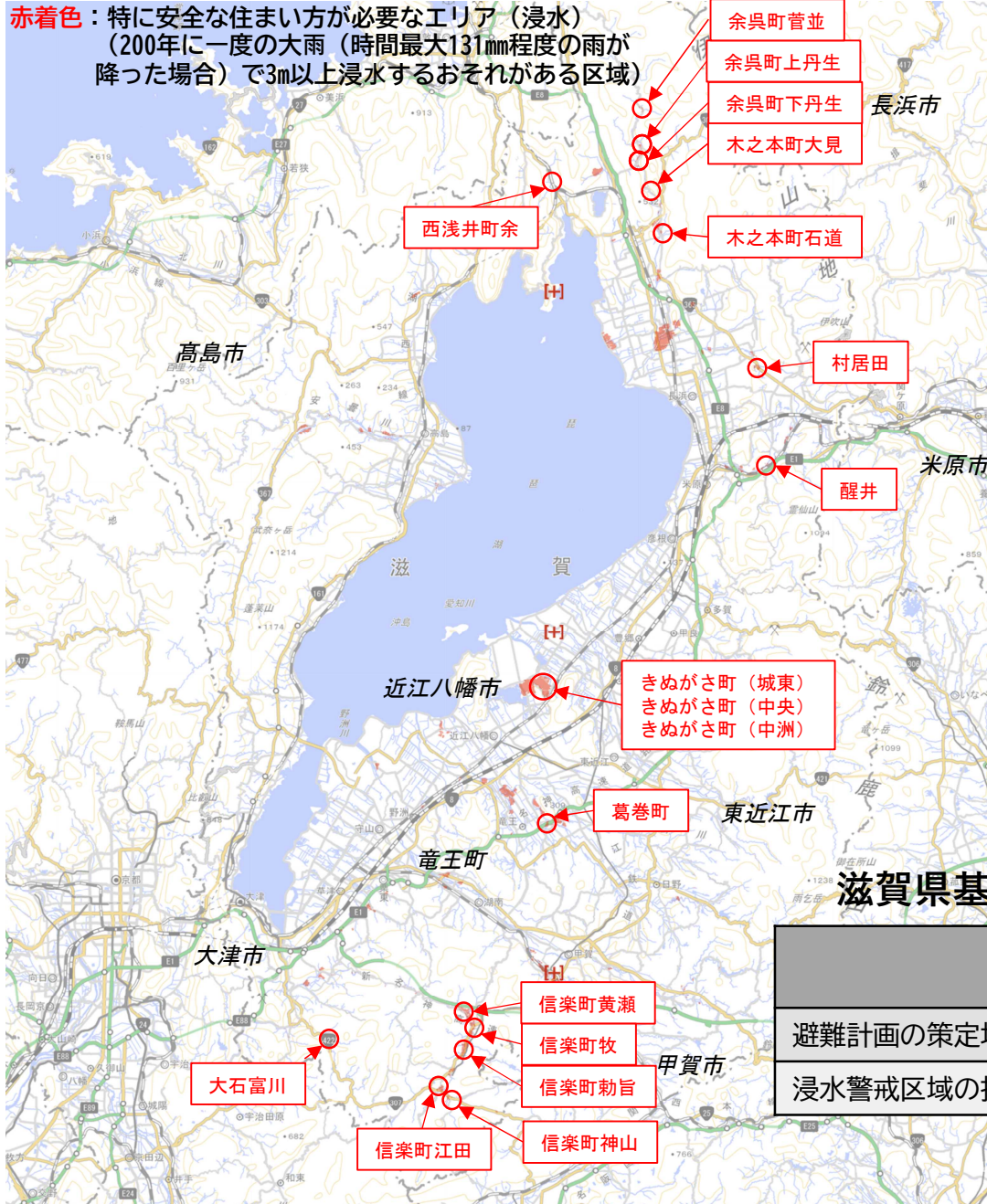
項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000円
B. 標準工事費	下記の条件に計算出した標準工事費×1/2 ・工法：土盛り工法 （なお、嵩上げのみを実施する場合は専業主宅を含む） ・面積：補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ：想定水位－2.99m＝地盤高標準	想定水位および 既存建物面積 により算定する額
C. 申請者の見積額	嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額×1/2
補助額		A,B,Cの最小値

※問い合わせ先 滋賀県 流域治水対策課（電話：077-528-4291 FAX：077-528-4904）

宅地嵩上げ浸水対策促進事業

浸水警戒区域 位置図

赤着色：特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）
 （200年に一度の大雨（時間最大131mm程度の雨が降った場合）で3m以上浸水するおそれがある区域）



浸水警戒区域一覧

市町	地区名	指定年月日
大津市	大石富川	R3(2021). 8. 24指定
長浜市	木之本町石道	R3(2021). 3. 30指定
	余呉町菅並	
	木之本町大見	R4(2022). 3. 29指定
	余呉町上丹生	R5(2023). 3. 22指定
	余呉町下丹生	
	西浅井町余	
甲賀市	信楽町黄瀬	H30(2018). 11. 26指定
	信楽町勅旨	R4(2022). 3. 29指定
	信楽町牧	R5(2023). 3. 22指定
	信楽町江田	
東近江市	きぬがさ町(3地区)	R2(2020). 8. 21指定
	葛巻町	R4(2022). 3. 29指定
米原市	村居田	H29(2017). 6. 16指定
	醒井	R5(2023). 3. 22指定
	合計	18地区

滋賀県基本構想実施計画（第2期）における目標

	～R4 ～2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	累計
避難計画の策定地区数	18	6	6	6	5	41
浸水警戒区域の指定地区数	18	2	3	3	3	29

第15～23条（浸水警戒区域の許可の基準）

<p>条文</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第15条 知事は、住居の用に供する建築物に係る前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 1以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。</p> <p>ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。</p> <p>イ 想定水位下の主要構造部(壁、柱およびはりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。次項において同じ。)が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。</p> <p>(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。</p> <p>(3) 付近に次のいずれにも該当する避難場所があること。</p> <p>ア 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア) 当該避難場所の地盤面の高さが想定水位以上であること。</p> <p>(イ) 第1号に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物があること。</p> <p>イ 当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有す</p> <p>ウ 申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難することができることと知事が認めるものであること。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。</p> <p>2 知事は、社会福祉施設等の用途に供する建築物に係る前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める用途ごとに規則で定める居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。</p> <p>ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。</p> <p>イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。</p> <p>(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。</p> <p>(許可の条件等)第16条省略 (変更の許可等)第17条省略 (許可の取消し等)第18条省略 (工程調査等)第19条省略 (工事廃止届)第20条省略 (報告の徴収)第21条省略 (立入検査)第22条省略 (身分証明書の提示等)第23条省略</p>
<p>実績 (累計)</p>	<p>➢ 「浸水警戒区域での建築制限の審査基準」 「耐水化建築ガイドライン」を策定(H26:2014)</p> <p>➢ 浸水警戒区域内での許可 1軒(H30:2018.10米原市)</p>

■浸水警戒区域内での建築許可の対象

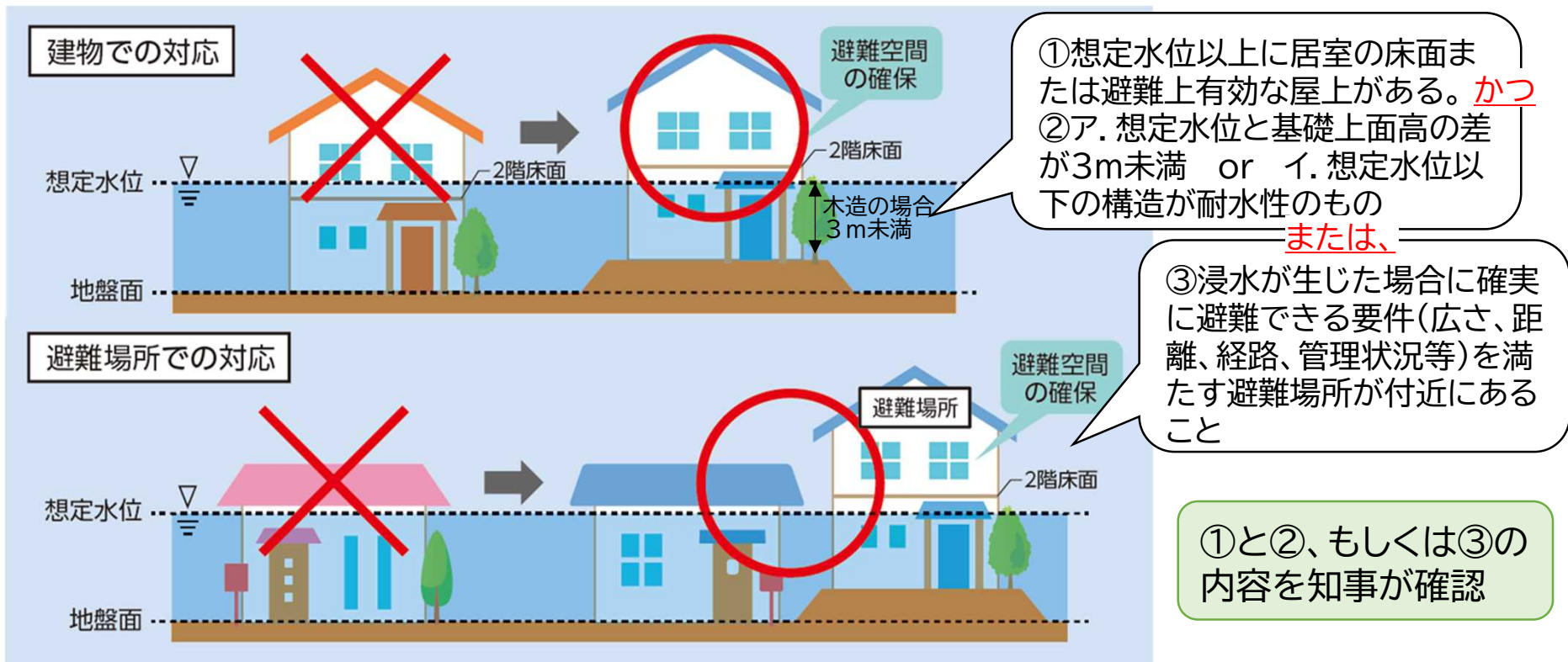
①住居の用に供する建築物

または

②社会福祉施設等(規則で定める高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設)の用途に供する建築物

①、②について新築・増築・改築をしようとするとき、原則として**建築許可の対象**となります。

■浸水警戒区域内での建築許可の内容



第24条（区域区分に関する都市計画の決定または変更）

<p>条文</p>	<p>第24条 県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区域(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第1号に規定する土地の区域を除く。)を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。</p>
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)の変更の際に、条例第24条に基づき対応することを明記 ➢ 「滋賀県都市計画基本方針」(R4:2022.3)において、安全まちづくりに関する土地利用規制・誘導に関する基本的な考え方として、「地先の安全度マップ」に基づくエリアに係る項目を独自設定 <ul style="list-style-type: none"> 10年に1度の降雨確率で0.5m以上の浸水が見込まれるエリアについて、 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて居住誘導区域の見直しを実施し、やむを得ず居住誘導区域に含める場合は、防災指針に防災対策・安全確保策を記載 ・原則市街化区域に含めない(条例第24条による)
<p>県で把握している実績(累計)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 15地区において、条例第24条ただし書きの規定を適用して市街化区域に編入
<p>社会変化</p>	<p>【都市再生特別措置法の改正】(R2:2020 国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけた。(R2:2020.9) ➢ 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外した。(R3:2021.10) ➢ 都市計画区域全域の災害レッドゾーンにおいて、非自己用住宅や施設に加え、自己の業務用施設(店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等)の開発を原則禁止した。(R4:2022.4) ➢ 災害イエローゾーン(想定最大規模降雨で3m以上の浸水想定区域)で市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化した。(安全および避難上の対策を許可条件とする)(R4:2022.4)

滋賀県都市計画基本方針とは

「都市計画区域マスタープラン」および「市町マスタープラン」の上位方針という位置づけのもと、現在の11都市計画区域に限らず県土全体を対象として、以下の考え方を提示するもの

○都市計画区域マスタープラン策定(改定)の基本的な考え方

○個別都市計画決定についての広域的な方向性

○県全体で一体的に取り組むことが望ましい施策の考え方

別表【安全まちづくりに関する土地利用規制・誘導について】

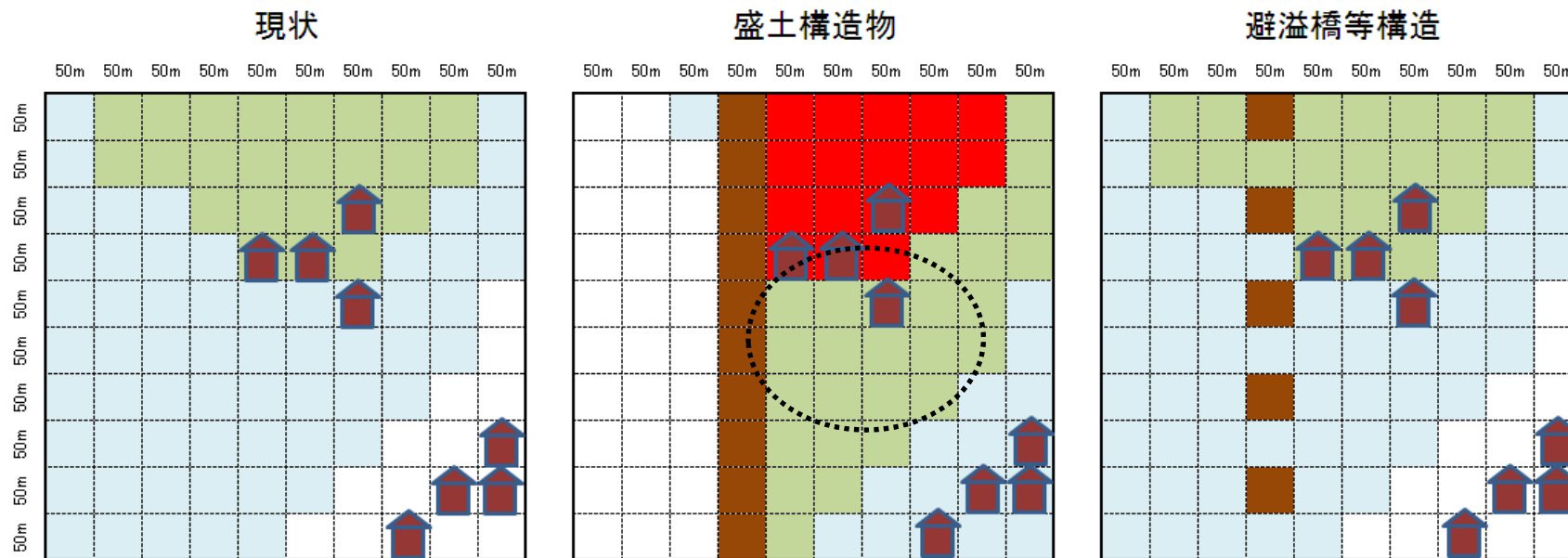
	都市計画区域				都市計画区域外
	線引き都市計画区域		非線引き都市計画区域		
	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	白地地域 (=用途未指定地域)	
開発許可が必要な規模	1,000 m ² 以上が対象	全ての規模が対象 ※立地基準もあり	3,000 m ² 以上が対象	3,000 m ² 以上が対象	10,000 m ² 以上が対象
レッド	災害レッドゾーン 自己居住用を除き開発許可を原則禁止 【今回法改正(自己業務用追加)(R2.6)】<R4.4 施行予定>				
災害危険区域 土砂災害特別警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	災害レッドゾーン 居住誘導区域から原則除外 【今回法改正(R2.6)】 <R3.10 施行予定>	- (居住誘導区域の設定は不可)	災害レッドゾーン 居住誘導区域から原則除外 【今回法改正(R2.6)】 <R3.10 施行予定>	- (居住誘導区域の設定は不可)	- (居住誘導区域の設定は不可)
	地先の安全度マップ 1/10 で 50cm 以上のエリア →必要に応じて、居住誘導区域の見直しを実施(居住誘導区域に含めない) または、やむを得ず、居住誘導区域に含める場合は、「防災指針」に防災対策や安全確保策を記載【独自】	- (居住誘導区域の設定は不可)	地先の安全度マップ 1/10 で 50cm 以上のエリア →必要に応じて、居住誘導区域の見直しを実施(居住誘導区域に含めない) または、やむを得ず、居住誘導区域に含める場合は、「防災指針」に防災対策や安全確保策を記載【独自】	- (居住誘導区域の設定は不可)	- (居住誘導区域の設定は不可)
イエロー	土砂災害警戒区域 →同上【独自】	- (居住誘導区域の設定は不可)	土砂災害警戒区域 →同上【独自】	- (居住誘導区域の設定は不可)	- (居住誘導区域の設定は不可)
浸水想定区域 土砂災害警戒区域 地先の安全度マップに基づくエリア	-	水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められるエリア →開発許可を厳格化：法 34 条 11 号および 12 号の条例の区域から除外、安全上および避難上の措置が講じられたものに限り開発審査会の議を経て許可 【今回法改正(R2.6)】 <R4.4 施行予定>	-	-	-
		地先の安全度マップ 1/10 で 50cm 以上のエリア →線引きの見直しの際、市街化区域に含めない【独自】 【条例制定済(H26)】			

第25条（盛土構造物の設置等に対する配慮等）

<p>条文</p>	<p>第25条 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去(以下「設置等」という。)をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。</p>
<p>実績 (累計)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「盛土構造物設置等ガイドラインの運用」を策定(H26:2014) ➢ 8路線の県道において道路管理者とガイドラインに基づく協議を実施

【ガイドラインに基づく運用手法】

- ・実際の事業計画にて、シミュレーションを実施し、連続盛土構造物設置等による水害リスクの変化を定量評価
- ・盛土構造物設置等への配慮の具体的内容を検討



盛土構造物設置等への配慮案 【凡例：赤色(3m以上)、緑色(0.5m以上)、水色(0.5m以下)】

第26～28条（避難に必要な情報の伝達体制の整備等）

<p>条文</p>	<p>(避難に必要な情報の伝達体制の整備等) 第26条 県は、浸水被害が発生し、または発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、知事が管理する河川について保有する水位、雨量等に関する情報および洪水に関する予報または警報に関する情報(以下「河川の水位等に関する情報」という。)を市町および県民に的確かつ迅速に伝達するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(市町への必要な支援) 第27条 県は、市町に対し、避難場所および避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を図るための事項の検討その他市町が行う浸水被害の回避または軽減に関する対策の検討に資するため、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>(浸水時における避難等) 第28条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するため、日常生活において、避難場所および避難の経路、家族等との連絡方法その他浸水が発生した際にとるべき行動を確認するよう努めなければならない。 2 県民は、浸水被害が発生するおそれがある場合において、河川の水位等に関する情報および避難の勧告等に関する情報に留意するとともに、状況に応じて的確に避難するよう努めなければならない。</p>
<p>実績 (累計)</p>	<p>【避難に必要な情報を伝達する体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木防災情報システムやしらがメールでの雨量や水位に関する情報の提供 ・滋賀県防災ポータルサイトやLアラートで避難情報を提供し、閲覧方法の説明動画を公開 ・避難情報発令に必要となる河川水位を河川管理者が市町に伝達する「洪水時ホットライン」の構築 ・避難勧告ガイドラインにあわせ氾濫危険水位等を見直し(H28:2016) ・簡易量水標の設置138箇所、まるごとハザードマップ(まるまち看板)51箇所 <p>【想定浸水深等に係る情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県防災情報マップに地先の安全度マップと15河川の洪水浸水想定区域図の情報を掲載 ・地先の安全度マップ更新のポスターとチラシを19市町に配布(R2:2020) ・市町ハザードマップ作成への支援、市町ハザードマップを活用した避難訓練への支援 ・407箇所のため池でハザードマップ作成を支援

実績	<p>【要配慮者利用施設における避難に係る市町支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要配慮者利用施設が避難確保計画を作成するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画作成の手引きの作成(H29:2017)および改正(R4:2022) ・要配慮者利用施設の管理者向け説明会(リスクの確認、避難確保計画の作成方法)を県内7カ所で開催(H28:2016)。R3:2021にはWebで実施。市町の要請に応じ避難確保計画作成に関する出前講座を実施。 ・計画作成支援動画を公開(R3:2021) 2. 避難が必要な要配慮者利用施設を市町地域防災計画への位置づけるための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の水害・土砂災害リスクを抽出し市町へ提供(H29:2017)。 ・県管理施設の更新情報と水害・土砂災害リスクを市町に提供(R4:2022以降毎年実施) 3. 要配慮者利用施設における避難に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・4圏域のモデル施設で避難確保計画作成(H30:2018)、3圏域のモデル施設で避難訓練実施等を(R1:2019)市町とともに支援。 ・市町との意見交換会や担当者会議を開催し、避難確保計画の作成について情報提供(R1:2019以降適宜) ・庁内連絡調整会議を開催(R1:2019以降毎年実施) <p>【要配慮者のための個別避難計画に係る支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の個別避難計画作成のための手順等を示した滋賀モデルの取組を県内全域に展開(R4:2022)
県で把握している実績	<p>浸水リスクにより市町地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の77%が避難確保計画を作成。11%が避難訓練を実施。(R5:2023. 9月末現在)</p>
社会変化	<p>【水防法改正】(国土交通省) H29:2017⇒要配慮者利用施設における避難計画作成、訓練実施が義務化 R3:2021⇒訓練結果の報告が義務化、市町による助言・勧告ができる制度が創設</p> <p>【災害対策基本法改正】(R3:2021 内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化し、本来避難すべきタイミングでの避難を促進する。 ➢ 個別避難計画作成を市町に努力義務化し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る。
審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難する住民が理解しなければいけないと考えており、避難計画を作成する段階で住民が関わるという住民行動は非常に有効であるが、住民の情報入手や住民との合意形成の難しさを考えた時、どこまで取り組むのかのバランスが課題。また、エリアを広げないと議論ができないということもあると思うが、地域が広がるほど利害関係者が増えていくので、余計に難しくなるということがあり、バランスが重要だと思っている。(中川委員) ➢ 新興住宅では隣家とのつきあいも希薄になっており、災害時にどう対応したらよいかかわらなくなっている。こういった状況下で今後どのように対応していくべきか。(村上委員) ➢ 住んでいる人だけではなく、仕事や旅行で訪れた人に知らせる取組といったことも想定して考える必要がある。(岡野委員)

第29条（宅地または建物の売買等における情報提供）

条文	第29条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域に関する情報を提供するように努めなければならない。
実績	<p>【情報提供の必要性について周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業者の研修会で不動産取引における水害リスクの情報提供を周知(H26:2014、R1:2019) ・宅建建物取引業免許交付時に「水害リスク情報」のチラシを配布し円滑な情報提供を推進(H30:2018、H31:2019) <p>【提供方法についての周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地先の安全度マップの更新と宅地造成時の水害リスクの確認方法を不動産取引業関係の2協会に通知(R2:2020) ・水害ハザードマップの説明動画の活用促進について通知(R3:2021、R4:2022) ・水害リスク情報に関するチラシを県ホームページに掲載 <p>【情報提供状況の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況に関するアンケート調査を実施(土木研究所、宅建協会、全日不動産協会と連携)(H27:2015～H29:2017)
社会変化	<p>【不動産取引業法施行規則改正】(R2:2020 国土交通省)</p> <p>不動産取引時において、<u>市町ハザードマップ(想定最大規模の洪水浸水想定区域)</u>上での対象物件の所在地を、事前に説明(重要事項説明)することを義務化</p>

第30条（調査研究の推進等）

条文	第30条 県は、流域治水に関する最新の知見の把握に努めるとともに、浸水に関する記録(県民の浸水に関する体験の記録を含む。次条において同じ。)の収集その他流域治水に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。
実績(累計)	水害履歴調査を60回(うち10回は立命館大学、9回は関西大学と連携)実施し、結果を県ホームページに掲載
社会変化	<p>【「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画】(H29:2017.6 国土交通省)</p> <p>浸水実績等の周知:平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知</p>

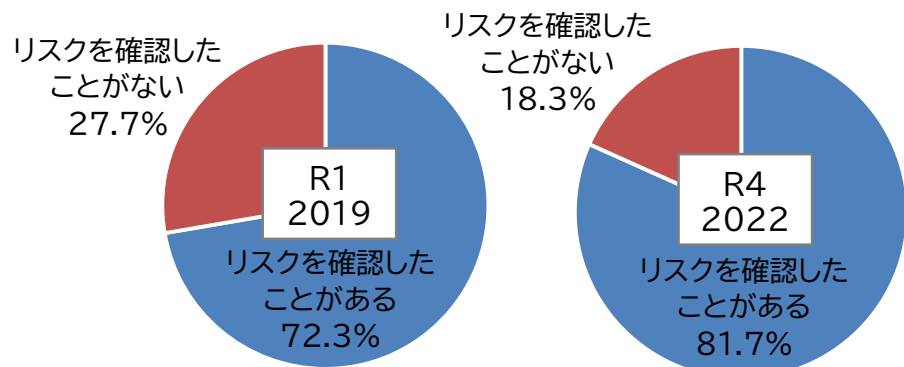
第31～32条（教育、訓練等）

<p>条文</p>	<p>(教育、訓練等) 第31条 県は、前条の調査研究の成果等を踏まえ、県民が、浸水に関する記録、流域治水に関する最新の知見、地域において想定される浸水被害、浸水が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じ、浸水が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようになることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、<u>浸水被害を回避し、または軽減するために必要な教育および訓練、意識の向上等に努めるものとする。</u></p> <p>(浸水被害の回避または軽減に関する学習等) 第32条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するためには、県民一人ひとりが適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水被害およびこれに対する適切な対策について学習するとともに、県、市町その他の団体が実施する訓練に自主的に参加するよう努めなければならない。</p>
<p>実績 (累計)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 486団体約26,300人に出前講座や図上訓練を実施 ➢ 自主防災組織リーダー研修会を市町職員や自主防災組織員860名を対象に実施(H27:2015より毎年度) ➢ 学校防災教育担当者1,680人を対象とした講習会を実施(H29:2017より毎年度) ➢ 19市町教育委員会担当者を対象に講演や協議会を実施(H29:2017より毎年度)
<p>社会 変化</p>	<p>【「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画】(H29:2017.6 国土交通省) 防災教育の促進:平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)</p>

豪雨災害に関する意識についてのアンケート結果（抜粋）

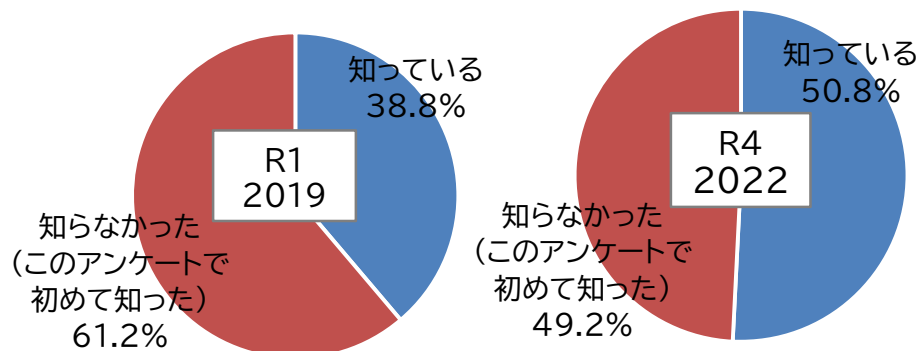
県政モニター（滋賀県民）アンケートより

ご自宅のリスクを確認したことがありますか。



「リスクを確認したことがある」と回答した方の割合が9.4%増加

「地先の安全度マップ」を知っていますか。



「地先の安全度マップを知っている」と回答した方の割合が12%増加し過半数に

第6章 浸水に備えるための対策～「そなえる」対策～

第33条（水害に強い地域づくり協議会）

条文	第33条 県、関係行政機関および地域住民は、第13条第1項に規定する浸水警戒区域の指定に関する事項その他の地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができる。
実績 (累計)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 6つの圏域で協議会を設置(条例制定までに5圏域で設置、H26:2014に湖東圏域で設置) ➤ 圏域協議会46回実施、担当者会議等134回実施、6協議会による合同会議を1回実施(H31:2019) ➤ 住民ワーキンググループ(重点地区)302回実施
社会 変化	<p>【水防法の改正】(H29:2017 国土交通省)</p> <p>大規模氾濫減災協議会の創設</p> <p>「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築のため、洪水予報河川および水位周知河川において、流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会を設置することを国直轄河川で義務化。都道府県管理河川は組織することができる。</p>

第34条（県民相互の連携等）

条文	<p>(県民相互の連携等)</p> <p>第34条 県民は、相互に連携し、または流域治水に資する活動を行う団体を組織する等の方法により、協働による流域治水の推進に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、前項の規定による取組への県民の積極的な参加を促進するとともに、県民または流域治水に資する活動を行う団体に対して、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p>
実績 (累計)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 滋賀県総合防災訓練(930機関、約43,800人の参加)等各種訓練を実施 ➤ 第8回～第14回淡海の川づくりフォーラムを開催(97団体参加)

第7章 滋賀県流域治水推進審議会

第35～36条（滋賀県流域治水推進審議会）

<p>条文</p>	<p>(滋賀県流域治水推進審議会) 第35条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県流域治水推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 2 審議会は、第13条第5項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、流域治水の推進に関する事項を調査審議するものとする。 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、流域治水の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。</p> <p>(審議会の組織等) 第36条 審議会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、流域治水に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることを妨げない。 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>
<p>実績</p>	<p>➤ 第1回～第14回滋賀県流域治水推進審議会を開催(第2回審議会では、現地視察を実施) ➤ 第6回審議会では、「重点地区における取組のあり方検討部会」を設置。2回部会を開催し、「重点地区の取組方針」を策定</p>

第8章 雑則

<p>条文</p>	<p>(財政上の措置) 第37条 県は、流域治水に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(施策の実施状況の報告) 第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。</p> <p>(市町条例との関係) 第39条 第13条から第23条までの規定は、市町が建築基準法第39条第1項および第2項の規定により、同条第1項の災害危険区域(出水による危険の著しい区域に限る。)の指定および同条第2項の住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものに関する条例を定めている場合には、当該市町の区域においては、適用しない。</p> <p>(規則への委任) 第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>実績</p>	<p>【第37条】財政上の措置を講じ、各対策を実施 【第38条】H27:2015年度より滋賀県議会定例会9月定例会議にて報告 【第39条】建築基準法第39条第1項および第2項の規定により、同条第1項の災害危険区域(出水による危険の著しい区域に限る。)の指定および同条第2項の住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものに関する条例を定めている市町なし</p>

<p>条文</p>	<p>(罰則) 第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第14条第1項または第17条第1項(建築基準法第87条第2項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。次号において同じ。)の規定に違反した者 (2) 偽りその他不正の手段により第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた者 (3) 第16条第3項(第17条第3項において準用する場合を含む。)(建築基準法第87条第2項の規定により準用される場合を含む。)の規定に違反した者</p> <p>第42条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科する。</p> <p>(過料) 第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第19条第1項または第20条の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者 (2) 第19条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、または忌避した者 (3) 第21条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者 (4) 第22条の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同条の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者</p>
<p>実績</p>	<p>付則にて「2 第9章の規定は、当分の間、適用しない。」としているため適用なし。</p>